

## 東京都・神田郵便局元課長代理による郵便切手横領の疑い

東京都・神田郵便局（東京都千代田区神田淡路町 2-12、局長 金澤 太郎）の元課長代理が、料金計器予納金としてお客さまからお預かりした郵便切手を横領した疑いがあり、社内調査の上、警視庁に關係書類を提出しましたが、警視庁から「犯罪事実を特定することができないため、告訴を受理することはできない」との見解を受け、検討した結果、告訴は断念せざるを得ないとの結論に至りましたので、お知らせします。

社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案が発生しましたことについて、お詫び申し上げます。

また、弊社に対するお客さまの信頼を損なうこととなり、重ねてお詫び申し上げます。

### 1 事案の概要

時期不明（2018年3月以前）、神田郵便局の郵便部元課長代理（60代、男性、2019年1月25日懲戒解雇）が、神田郵便局がお客さまから料金計器の予納金としてお預かりした郵便切手（金額不明）を、正規の手続きを経ずに無断で局外に持ち出し、金券ショップで換金していた疑いのあるものです。

### 2 経緯

2018年3月、国税局から本件疑いの情報提供を受け、社内調査を実施したところ、行為者が横領の事実を否認したため、裏付けとなる客観的な証拠の収集に努めましたが、換金取引にかかる証拠収集が困難であったこと等の理由により、社内調査では事実関係の特定まで至ることができませんでした。

そのため、社内協議を行い、2020年9月以降、告訴に向け、警視庁に關係書類を提出等しましたが、今般、警視庁においても犯罪事実の特定が困難との見解をいただいたことから、告訴は断念することとしました。

### 3 行為者への対応等

2019年1月25日、行為者を懲戒解雇しました。加えて、郵便局の管理者等関係者13名に対し停職2名、減給6名を含めた社内処分を実施しました。

なお、行為者から、正規の手続きによらず郵便切手を取り扱ったことに係る不明金の補てんとして、任意で約6億7千万円の弁済を受けています。

また、本件及び同様の事案である芝罘・堺中局事案を踏まえ、その責任を明確にするため、役員報酬を自主返上するほか、支社の責任者3名に対して減給の社内処分を実施しました。

日本郵便(株)	常務執行役員（東京支社長(2017年度)）	30%	2か月
株ゆうちょ銀行	常務執行役（近畿支社長(2017年度)）	30%	2か月

#### 4 再発防止に向けた取組

2018年3月以降、郵便局保管中の郵便切手に係る検査担当社員による確認、回収センターでの処分等、郵便切手の管理体制を強化したほか、2019年1月に料金割引郵便物等の料金及び料金計器予納金の郵便切手による支払いを廃止したことで、現在では、このような事案は発生しない仕組みとなっています。

今後は、検査担当社員による確認を継続することで、引き続き、再発防止策の徹底を図り、こうした事案が二度と発生しないよう、社員指導を徹底して参ります。

以 上